

東京都における完了検査・中間検査時に添付する書類

(細則第14条・第15条の4、東京都規則第194号・第137号、東京都告示第444号・第868号による)

最終更新日：2026.03.06 ㈱東日本住宅評価センター

		【建築工事施工計画報告書】※1 ※中間(完了)検査申請時に報告書 及び添付資料の写しの提出が必要	【建築工事施工結果報告書】※2 ※中間(完了)検査申請時に必要	【建築設備工事監理状況報告書】※3 【建築設備概要書】※3 【建築設備工事監理状況調査】※3	【昇降機工事監理状況報告書】 【昇降機工事監理状況調査】	【省エネ基準工事監理状況報告書】
0	東京都	地階を除く階数3以上、かつ 延べ面積が500㎡超(木造以外) が必要	地階を除く階数3以上で必要	階数・規模に関わらず全ての建築物で必要。 一戸建ての住宅及び併用住宅についても提出必要。	必要	必要 ・平屋かつ床面積200㎡以下は不要。
1	千代田区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
2	中央区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
3	港区	不要	不要	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
4	新宿区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
5	文京区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
6	台東区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
7	北区	↑都と同じ	←施工計画報告書と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
8	荒川区	↑都と同じ(認証は鉄骨工事は不要)	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
9	品川区	※民間確認の場合不要	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
10	目黒区	※民間確認の場合不要	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
11	大田区	※民間確認の場合不要	↑都と同じ	不要	不要	↑都と同じ
12	世田谷区	※民間確認の場合不要	↑都と同じ	不要	不要	↑都と同じ
13	渋谷区	※民間確認の場合不要	↑都と同じ	地階を除く階数3以上で必要(用途・規模関係なし)	不要	↑都と同じ
14	中野区	↑都と同じ	←施工計画報告書と同じ	不要	不要	↑都と同じ
15	杉並区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
16	豊島区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
17	板橋区	↑都と同じ	←施工計画報告書と同じ	←施工計画報告書と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
18	練馬区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
19	墨田区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
20	江東区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
21	足立区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
22	葛飾区	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
23	江戸川区	↑都と同じ(認証は鉄骨工事は不要)	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
1	府中市	↑都と同じ、かつ製造者認証でないもの	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
2	調布市	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
3	三鷹市	↑都と同じ(認証は鉄骨工事は不要)	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
4	武蔵野市	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
5	小平市	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
6	西東京市	↑都と同じ(認証は鉄骨工事は不要)	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
7	八王子市	↑都と同じ(認証は鉄骨工事は不要)	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
8	町田市	↑都と同じ(認証は鉄骨工事は不要)	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
9	日野市	↑都と同じ、かつ製造者認証でないもの	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
10	立川市	↑都と同じ、かつ製造者認証でないもの	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ
11	国分寺市	※民間確認の場合不要	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ	↑都と同じ

※1 建築工事施工計画報告書に添付する書類は、以下の工事の内容ごとに、該当する様式を添付する。 ①鉄筋工事又はコンクリート工事:「様式一」 ②鉄骨工事:「様式二」

※2 中間・完了検査申請書に添付する書類は、「建築工事施工結果報告書(共通)(中間・完了検査時)」・「様式三」に加え、以下の工事の内容ごとに、該当する様式を添付する。 ①鉄筋工事又はコンクリート工事:「様式四」 ②鉄骨工事:「様式五」 ③木工事:「様式六」)

※3 建築設備工事監理状況報告書は、令和7年3月31日以前着工分については地階を除く階数3以上で提出必要。長屋は必要、一戸建ての住宅及び併用住宅は不要。但、改良便槽、合併処理浄化槽がある場合は必要。

※ この一覧用は当機関が引き受け可能なものについて記載しています。

※ 多摩建築指導事務所所管区域は「東京都」の欄を適用します。(認証は鉄骨工事は不要)

多摩建築指導第一課

多摩建築指導第二課

多摩建築指導第三課

昭島市 東大和市 武蔵村山市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市

小金井市 東村山市 東久留米市 清瀬市

青梅市 羽村市 瑞穂町 奥多摩町 福生市 あきる野市 日の出町 松原村